

特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会（以下「本会」）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府河内長野市小山田町379番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、河内長野市民に対して、総合的な健康・体力づくりを推進し、スポーツの普及向上を図り、スポーツ振興に関する事業を行い、地域の活性化や健全な生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下単に「法」という）第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ活動、交流事業
 - ② スポーツ振興及び健康推進事業
 - ③ スポーツ諸団体の育成事業
 - ④ 指導者あるいは講師派遣事業
 - ⑤ 広報活動事業
 - ⑥ スポーツに関する行政など関係機関からの受託事業
 - ⑦ その他本会の目的達成のために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した団体又は個人
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者、あるいは学識経験者の中から理事会で推薦された個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。入会を認めない場合、理事会は、理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費の不返還)

第11条 会に収めた会費及びその他の拠出金品は、理由を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上、15名以下
- (2) 監事 1名以上、2名以下

2 理事のうち、会長・理事長・副理事長各1名、常任理事を5名以下とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、理事長、副理事長、及び常任理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号の何れかに該当するものは本会の役員になる事はできない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人

を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(職務)

第14条 会長は、本会の運営に関し理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事はこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 事務長は、理事長の命を受けて会務を掌理し、事務局の長として事務局を統括する。事務長不在のときは、総務委員長がその職務を代行する。
- 5 専門委員会担当常任理事は、総務・企画業務を分担する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規則による監査の結果、本会の業務又は財産に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は、本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること
 - (6) 前各号に掲げる職務を行うため、理事会及び団体協議会に出席すること

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、補欠又は増員によって選任された役員任期は、いずれも前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規則にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合に限り、後任の役員が選任されるまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事は、その定数の3分の1を超える欠員が生じたとき、監事は1名が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当したときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・相談役・参与)

第19条 本会に顧問・相談役・参与を置くことができる。

2 顧問は、本会に功労のあった者あるいは学識経験者で、理事会の議決を経て選任し、本人の承諾をもって理事長が委嘱する。

3 相談役・参与は、理事長が指名し、理事会の承認により委嘱する。

4 顧問・相談役・参与は、重要事項について理事長や理事会に対し指導や助言をする。

5 参与は、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

6 顧問・相談役・参与の任期は2年間とし、再任を妨げない。

7 顧問・相談役・参与に関する事項は理事会の議決を経て定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算報告
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第58条において同じ。）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 理事会から付託された事項
- (10) 事務局の運営及びその他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の要請があったとき
- (3) 第14条第7項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第24条 総会は、理事長が招集する。ただし、第23条第2項第3号による場合は監事が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 総会における正会員の表決権は、会費の額に関わらず 1 会員 1 票とする。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(書面表決権等)

第 28 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 61 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員数及び出席した正会員数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を明記すること）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長と共に署名（又は記名）、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この定款に定める事項及び総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 7 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 表決権は、1 人 1 票とする。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第 36 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席理事数及び出席した理事の氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2名以上が議長と共に署名（又は記名）、押印しなければならない。

(その他)

第38条 理事会は総務、企画業務について立案し、業務を遂行するために、必要な委員会を設置することができる。

第7章 常任理事会

(常任理事会の構成)

第39条 常任理事会は、会長、理事長、副理事長、及び常任理事をもって構成する。

2 審議事項によっては、意見を求めるために理事あるいは有識者をオブザーバーとして参加させることができる。

(常任理事会の権能)

第40条 常任理事会は、本会の活動方針など理事会に付議する重要事項を策定する。

2 常任理事会は、緊急の処理が必要な案件、又は理事長が常任理事会に付議すべきと判断した案件を審議・決定し、その決定事項を直近に開催される理事会に報告し、必要に応じて承認を得なければならない。

(開催)

第41条 常任理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第42条 常任理事会の議長は、理事長が当たる。

2 議決は、第35条の理事会を常任理事会と読みかえる。

(議事録)

第43条 常任理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席した常任理事の氏名及び有識者
- (3) 審議事項及び議決事項

第8章 団体協議会

(構成)

第44条 団体協議会は、会長、理事長、副理事長、審議事項を担当する理事及び各団体より選出された者（各1名）をもって構成する。

(権能)

第45条 団体協議会は、理事会から付託された事項を審議する。

2 団体協議会は、団体正会員からの提案事項等について、理事会に意見を述べるができる。

(運用)

第46条 団体協議会の運用は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第47条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第48条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に関わる事業に区分する。

(経費の支弁)

第49条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(資産の管理)

第50条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第51条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に関わる事業に区分する。

(事業計画及び予算)

第52条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算については、常任理事会が作成し、理事会の承認を得た上で、理事長が総会に諮りその議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第53条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第54条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び変更)

第 55 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 56 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 57 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 58 条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 10 章 事務局

(設置)

第 59 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務長及びその他の職員を置く。
- 3 事務長は理事長の命を受けて会務を掌理し、事務局を統括する。
- 4 職員は、理事長が任命する。
- 5 理事が事務局の職員を兼ねることを妨げない。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第 60 条 主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかねばならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 11 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 61 条 本会がこの定款を変更しようとするときは、正会員の 2 分の 1 以上が出席した総会で、出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 62 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第63条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したとき、残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第64条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第65条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第13章 雑則

(細則)

第66条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第12条第2項及び第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず次に掲げる者とする。
理事長 吉田 稔
副理事長 牧田 久美子
理事 磯脇 與司子、田井 達郎、菊本 節子、木見谷 晃一、飯田 聡、
加藤 稔、吉竹 英行、別惣 勇、福本 富勝、村上 和定、河野 智登美
安部 容子、川平 豊彦、中岡 由紀
監事 奥野 晴夫
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第53条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第58条の規定に関わらず、成立の日から平成22年3月31日。
- 6 本会の設立時の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人	会費（年額）		2,000 円
団体	会費（年額）	500 人以上の団体	55,000 円
		300 人～499 人の団体	35,000 円
		200 人～299 人の団体	20,000 円
		100 人～199 人の団体	10,000 円
		99 人以下の団体	5,000 円
		中学校体育連盟	徴収せず

(2) 賛助会員

個人	会費（年額）	1 口	5,000 円	以上何口でも可
団体	会費（年額）	1 口	10,000 円	以上何口でも可

(3) 名誉会員

個人	会費（年額）	2,000 円
----	--------	---------

附則

- 1 この定款は、平成25年3月12日から施行する。
- 2 この定款は、平成29年2月2日から施行する。

原本と相違ないことを証します。

(名所) 特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会

理事 (氏名) 島田 忠
令和4年5月28日

